

平成26年 No.36

○東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

改正理由

委員長の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 7 月11日 附属学校運営会議 審議・承認

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 7 月12日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第31号

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校教員選考規程（平成18年規程第25号）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部改正について

改正理由：委員長の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （委員長） 第 8 条 副校長推薦委員会に委員長を置き,附属学校を所掌する副学長をもって充てる。 <u>2 委員長は,第 9 条第 2 項に規定する投票に加わることができない。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成 26年7月12日から施行し,平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （委員長） 第 8 条 副校長推薦委員会に委員長を置き,附属学校を所掌する副学長をもって充てる。 〔省略〕